

社協だより あすなろ

住所 佐井村大字佐井字大佐井川目 39-12 佐井村高齢者生活福祉センター内

TEL 38-4181

FAX 38-2383

URL <http://www.sai-shakyo.com/>



(デイサービス利用者さん)

除雪ボランティア募集

佐井村社会福祉協議会では、毎年65歳以上の高齢者世帯の方を対象とした除雪作業を、地域のボランティアの皆さんとともに行っております。ボランティアに協力できる方は、ぜひボランティア登録をお願いいたします。



見守りシステムを利用しませんか

一人暮らしの高齢者等に対し、佐井村見守り告知ネットワークシステム（サイボード）を活用し、1日1回告知端末による呼びかけ、安否確認を行うシステムです。対象者には毎日午前7時から午後3時までの間、サイボードに応答画面が配信され、ボタンを押すと社会福祉協議会に押した情報が流れます。午後3時までに押せない場合は、安否確認のため担当者が電話や、自宅を訪問します。

詳しい内容については社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。



(サイボードのボタン)

赤い羽根共同募金にご協力をお願いいたします

令和4年度『赤い羽根』共同募金運動が、10月1日から全国一斉に始まります。各町内会、地区のボランティアの皆さんが募金運動を行います。戸別募金では赤い羽根が、佐井村のキャラクターのうんたんをモチーフにした「うんたんステッカー」にかわっております。

また「赤い羽根協力店」として各商店様にご協力をいただき募金箱を設置しておりますので、見かけましたらご協力お願いいたします。



※運動期間は令和4年10月1日から令和4年12月31日までになります

配分金の使い道



毎年、一人暮らしの高齢者（75歳以上）へ、クリスマスプレゼントを配る「クリスマス宅配サービス事業」や、毎年12月31日には一人暮らし高齢者（85歳以上）の方へ「NHK歳末たすけあい寄付金助成事業（おせち料理配食）」を実施しています。

また本広報紙、社協だより「あすなろ」にも配分金が使われています。



（クリスマス宅配サービス事業）



（NHK歳末たすけあい寄付金助成事業）



災害があったところでも役に立っています

避難所への避難や炊き出しなどが必要になるほどの大きな災害が起きた際には、被災地の応援のために次のようないくつもの役割を果たします。

●災害準備金

決まった割合を、災害に備えて積み立てる仕組みです。被災者を支援するため、全国の赤い羽根共同募金の積み立てたお金が役立てられます。

●赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」

被災地で活動するボランティアや、NPOの人たちの活動が続けやすくなるようにお金の面でサポートする募金運動です。

●災害義援金

赤い羽根共同募金の仕組みを通じて被災された方々の生活を建て直す、手伝いのための見舞い金をお届けする活動です。



デイサービスを利用してみませんか

入浴やお茶のみ、食事、体操やゲームなど皆さんと交流して楽しく過ごしませんか。一人暮らしの方は頑張りすぎず、ご家族の方は自分たちだけで抱え込まずにお気軽にご相談ください。1日体験も実施しております。

詳しくは担当ケアマネジャーまたは役場内地域包括支援センターにご相談ください。



●1日の過ごし方（おおよその目安です）

8時40分 顔合わせ、健康チェック	13時30分 離床（水分補給、トイレ）
9時20分 入浴	14時00分 レクリエーション
11時40分 昼食	15時00分 おやつ
12時20分 休養	15時50分 送りの時間、終了

お達者クラブに参加しませんか

65歳以上の方であれば参加でき、1カ月に3回開催しています。入浴や簡単なゲーム等も行っており在宅高齢者に対する生きがいや健康づくり活動、他者との交流を目的とするクラブです。

月に1回は大間町に買い物や、村内等にドライブに出かけます。皆さんと一緒に楽しいを過ごしてみませんか。1日体験も実施しております。



母子寡婦福祉会会員募集

母子寡婦福祉会では、母子家庭の生活向上のため、行政に対して母子福祉施策を要望したり、署名活動や大会決議を行政に提出するなど福祉向上のための努力を続けています。母子家庭の母や寡婦であればどなたでも会員になれます。



佐井村身体障がい者福祉協議会会員募集

佐井村身体障害者福祉協議会では、佐井村の身体障がい者の活動を推進し、身体障がい者福祉の増進を図ることを目的として活動しており、生きがいづくりや心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消などを図り、住み慣れた場所で安心して生活が送れるよう支援しています。

身体障がい者手帳保有者または、愛護手帳保有者の方であればどなたでも会員になれます。



生活福祉資金貸付制度について



生活福祉資金とは低所得者、障がい者および高齢者世帯を対象として、資金の貸し付けとそれに伴う必要な相談援助を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促進するとともに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、その世帯が安定した生活をおくれるよう支援する貸付制度です。なお生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し効果的、効率的な支援を実施することにより生活困窮者の自立を図る制度です。

貸付対象は低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に該当し審査の結果、償還が可能で世帯の自立が見込める世帯です。また貸付には具体的な使用目的が必要で資金種類ごとに条件が定められています。

福祉・過疎地有償運送の利用・予約のお知らせ

予約の時間は利用日前日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）の午前8時から午後3時までになります。当日予約の場合は、村内間および大間まで往復のみ平日の午前8時から午前10時までの間に予約ができます。



ただし、運転手が不在、車両の都合により対応できない場合がありますので、前日までの予約をお願いいたします。また予約時間外は受付できませんのでご了承ください。なおご利用する場合は会員登録が必要になりますので、ご登録を事前をお願いいたします。

利用または会員登録についてのご相談、詳しい内容については社会福祉協議会までお気軽に問い合わせください。

一人でも悩んでいませんか？

自立に向けた相談窓口のご案内

あなたの生活の **困りごと** や **心配**

「なにをどうすればいいかわからない」と立ち止まらずに一緒に進んでみませんか？どなたでもご相談ください。

仕事がなかなか決まらない
仕事が長続きしない

家計が毎月赤字
どうしよう…。
(家計が心配)

高齢だけど働いて収入を得たい
社会参加して
なにかの役に立ちたい

うちの息子がずっと働かないで家にいる。
将来どうしよう…。

下北地域自立相談窓口 (対象地域:大間町・東通村・風間浦村・佐井村)
むつ市中央一丁目8番1号 むつ市社会福祉協議会内 FAX 017-764-6907

フリーダイヤル (青森県社会福祉協議会) 0800-800-7114

スマホからでも
相談無料・通話料無料